

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年9月まで

私は、会社を退職した昭和50年6月、会社から国民年金へ加入するよう指導を受け、同年6月にA区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は銀行口座から振替手続をするまで、銀行及び郵便局で納付書を使用して保険料を納付してきた。

私は、「年金のお知らせ」で未納期間があることを知ったが、国民年金加入後、自身で保険料を納めてきたのに、申請期間の3か月だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和50年6月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料を完納していることから、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間の前後の期間はいずれも現年度納付されている上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月
② 昭和54年7月から57年4月まで

昭和51年ごろ、A社を退職し、B市で自営業を始めた。当時、C市に住んでいたが、国民年金の加入手続をどのように行ったか記憶が定かでない。その後、B市に転居したが、年金記録上の住所変更手続を行ったかどうか記憶が定かではない。保険料を納付した場所、方法及び頻度についての記憶は定かではなく、保険料額に関する記憶も定かではない。

60歳の時に役所で年金の手続をした際、私の年金記録に間違いはないと言われたのに、2年ほど前にD社会保険事務所(当時)で年金記録の照会をすると、別の年金番号が見つかった。社会保険事務所の記録管理は信用できず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続並びに保険料を納付した場所、方法及び頻度について記憶が定かではないが、申立期間の保険料を納付していると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の手続時期から、昭和52年10月であることが推定でき、申立期間①及び②の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得年月日が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和52年7月21日と記録されていることが確認できるところ、申立人のオンライン記録から、同年8月

及び同年9月は納付済みとされており、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとみるのは不自然であり、申立期間①の保険料は納付していたと考えるのが相当である。

一方、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②のうち、昭和55年4月から57年4月までの保険料について、納付の催告されていることが確認でき、申立人の妻の特殊台帳を見ると、54年7月から57年3月までの保険料が未納とされ、申立人と同様に昭和55年度及び56年度の保険料について、納付の催告されていることが確認できる上、昭和57年4月から61年3月までの保険料は申請免除とされていることが確認できることから、申立期間②の保険料は納付していなかったと考えるのが自然である。

また、申立人及びその妻は、申立期間②の保険料の納付方法、納付金額及び納付回数に関する記憶が定かではなく、申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることができない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで
② 昭和56年10月から57年12月まで

私は、国民年金の加入手続時期及び加入のきっかけは定かでないが、市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は1か月から3か月ごとに市役所に納付に行っていた。納付しないと年金は受給できないと聞いていたので、加入後は、納付は少し遅れることはあっても必ず納付していた。督促が届いた記憶も無く、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後は、少し遅れることはあっても必ず市役所で保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録を見ると、昭和50年11月27日に任意加入被保険者資格を取得し、その後、51年11月1日には付加年金に加入していることが特殊台帳から確認できる上、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料は完納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、市の国民年金窓口で保険料を納めていたと陳述しているところ、申立人の納付記録を見ると、申立期間①前後の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立期間①当時の夫婦の生活状況にも変化は無いと陳述していることから、申立期間①についても現年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立期間②直前までの保険料は現年度納付しているものの、申立人は申立期間②直後の昭和58年1月29日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが特殊台帳から確認できる。また、申

立人は、保険料を納付しなくても良いと夫の会社から聞いたと陳述しており、資格を喪失する前の申立期間②の保険料が未納の記録となっていることに不自然さはみられないことから、申立期間②の保険料は納付していなかったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで
② 昭和38年4月から44年3月まで

昭和36年6月に同居していた母が私の国民年金の加入手続をした。しかし、どこで加入手続をしたかは聞いていない。加入後の保険料は、私は働いていなかったため45年に私が結婚するまでは、母が集金人に納付していた。結婚後は、夫の給与から保険料を母に渡し、母が集金人に納付していた。しかし、母は59年に亡くなったので詳しくは分からない。

申立期間①及び②の保険料は、母が納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金の加入記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年2月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるところ、この時点で、申立期間①の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立期間①は、10か月と短期間であり、集金人に納付が可能な現年度保険料である申立期間①の保険料を納付したと考えるのが相当である。

一方、申立期間②について、申立人の資格に関する記録を見ると、昭和44年3月28日に2回目の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるが、これについて、この時期、申立人の住所地は変わっておらず、保険料が納付されていた場合、申立人に対して

2回目の手帳記号番号が払い出されることは、事務処理上、不自然であり、申立期間②が未納であったため、市が2回目の手帳記号番号を払い出したと見るのが相当である。

また、2回目の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間②のうち、昭和38年4月から41年12月までの保険料は、時効により制度上納付することはできない上、42年1月から43年3月までの保険料は、基本的に集金人が取り扱うことができない過年度保険料であり、申立人の母親が集金人に納付していたとする陳述と符合しない。

さらに、昭和43年4月から44年3月までの保険料は現年度納付が可能であるが、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。しかも、昭和36年4月から46年3月までの保険料が納付済みとなっている母親については、同年9月4日に国民年金手帳記号番号が払い出された後、当該期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人が昭和36年6月ごろに母親が国民年金に加入していたとの陳述と符合しない。

加えて、申立期間②は72か月と長期間であり、このような長期間にわたり、市及び社会保険事務所（当時）が事務的過誤を繰り返すとは考え難い。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

昭和37年6月末、A県からB市に転居したとき、夫婦二人で国民年金の加入手続きを行い、申立期間当時、3か月ごとに自宅に来ていた集金人に夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

夫の申立期間の保険料は納付済みなのに、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月末、A県からB市に転居したとき、夫婦二人で国民年金の加入手続きを行い、申立期間当時、3か月ごとに自宅に来ていた集金人に夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、国民年金手帳記号番号が昭和41年9月5日に夫婦連番で職権適用により払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、この場合、申立期間のうち、同年4月から42年3月までの保険料は集金人に納付することができる現年度保険料であり、申立人の陳述と符合する。

また、申立人は、申立期間の保険料として、3か月ごとに夫婦二人分で600円を納付していたと陳述しているところ、申立期間当時の保険料は、昭和36年4月から41年12月までは月額100円、42年1月から同年3月までは月額200円であり、申立金額と一致する。

さらに、申立人の納付記録を見ると、オンライン記録から、昭和42年4月から60歳まで保険料を納付している上、申立人の夫も36年4月から60歳ま

での保険料を完納しており、夫婦共に納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、時効により、制度上納付することはできない上、同年7月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか収納できない集金人に納付することはできない。

また、申立人がB市に転居した時期をみると、昭和38年5月15日であることがB市の住民票から確認できるところ、B市に転居した37年6月ごろ、国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の保険料が納付済みの記録となっている申立人の夫について、申立人は、時期は覚えていないが、夫の母親から年金手帳が送付されてきたと陳述している。そこで、申立人の夫の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、夫の国民年金手帳記号番号は、資格取消のゴム印が押されていることが確認できる上、夫の保険料は、C社会保険事務所（当時）で払い出された別の国民年金手帳記号番号で納付されていることが特殊台帳から確認できることから、申立期間のうち、申立人が夫の母親から夫の年金手帳を受け取るまでの期間は、夫の母親が保険料を納付していたと推察され、集金人に夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人の夫は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ることもできない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和51年6月に結婚したことを契機に夫婦二人で国民年金に加入し、同年7月から国民年金保険料を納付した。

夫が急逝する前月の平成10年*月までの保険料は、夫が納付を担当し、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

国民年金に加入してから平成10年*月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、申立期間の3か月以外は、すべて夫婦一緒に納付済みの記録となっているのに、申立期間について、私の記録のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に、夫婦二人で国民年金に加入し、申立人の夫が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期を見ると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和51年9月に申立人の夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況を確認すると、オンライン記録から、夫婦二人で国民年金の加入手続をした後、国民年金被保険者資格の取得日である昭和51年7月から保険料を納付しており、申立人の夫が亡くなる前月の平成10年9月までの期間、申立人の夫は未納無く保険料を納付しており、申立人も申立期間を除き未納は無い。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、特殊台帳の記録から、その前後の保険料を現年度で納付していることが確認できる上、申立期間当時、生活状況に変化は見られず、申立期間の保険料を納付できない理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和56年10月から57年9月まで
③ 昭和57年12月から58年3月まで
④ 昭和60年4月から61年3月まで

厚生年金保険被保険者資格を喪失する都度、自分でA区役所へ行き、国民年金への切替手続きをしていたはずである。

国民年金保険料については、親と同居していたことから、自分で納付した場合及び父に納付書を渡して納付してもらった場合があるが、常にきっちりと納付するよう心がけていた。

特に、申立期間④については、昭和60年4月に退職した後、資格を取るために、専門学校へ1年間通学したため、しばらくは切替手続きをしていなかったが、専門学校を卒業した後、姉に勧められたこともあり、自分でA区役所へ行って切替手続きをしたことを覚えている。

申立期間④の国民年金保険料の納付書は2枚あり、合わせて10万円ほどの高額だったので、父に頼み、B銀行C支店で納付してもらったことも覚えている。

いずれの申立期間についても、きっちりと納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の状況から昭和61年6月ごろに払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間④の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降は、国民年金保険料をすべて現年度納付している上、複数回にわたる国民年金と厚生年金保険との切替手続についても適切に行うなど、この当時における納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は昭和61年3月の専門学校卒業後、A区役所において、手続をしたこと、2枚の納付書の合計保険料額が高額であったため、父に納付してもらったことなど、当時の状況について具体的に記憶している上、申立人の姉からもこれを裏付ける証言が得られたことから、陳述の信ぴょう性は高いものと認められる。

加えて、申立人は、当該期間の国民年金保険料について、10万円ほどであったと陳述しているところ、昭和60年度1年分の過年度保険料8万880円に、昭和61年4月から同年6月までの現年度保険料2万1,300円を加えると、10万2,180円となり、金額がおおむね一致する。

一方、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録を見ると、昭和60年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和45年8月に会社を退職後、A区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、定期的に納付書が送付されてきたので、その都度、私又は妻が夫婦二人分の保険料を同区役所の窓口及び銀行で納付していた。

申立期間の保険料については、昭和53年4月ごろに納付書により区役所若しくは銀行の窓口で一人当たり6,600円の保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和45年9月28日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降、60歳到達時までの期間について、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間について、未納催告が行われた事跡は無い上、前後の国民年金保険料は現年度納付しており、納付意識の高い申立人が、3か月と短期間である当該期間の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から42年3月まで
両親が国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

昭和41年3月に学校を卒業してからは、自宅で家業の手伝いをしていたので、申立期間当時は、3か月に一度、自宅に訪れた集金人に両親が保険料を納付していたことを覚えている。

また、当時は毎日、銀行員が両替及び集金等に訪れていたため、国民年金保険料の納付書を銀行員に渡し、便宜を図ってもらっていたこともある。

納付した保険料額は覚えていないが、未納の期間があれば、督促されていたであろうし、納付書が来れば、銀行員に現金とともに渡したりして、期限を遵守して納付してきたはずである。

一緒に保険料を納付してきた両親及び姉の保険料は納付済みとされているのに、申立期間に係る私の保険料のみが未納とされている。

申立期間に係る保険料を納付したのは間違いがないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年6月1日に特別適用対策事業により職権で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することが可能である。

また、申立人及びその家族の納付記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後の国民年金保険料についてはすべて完納しており、申立期間当時における家族の保険料の納付を担っていたとする申立人の両親の納付意識

の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、A市では、職権で払出しを行った被保険者に対して、一斉に国民年金手帳を送付したこと、及び生年月日が昭和6年4月以降の加入者には金額未記入の納付書を2枚同封し、また、昭和41年度分については、その納付書を使用して、郵便局又は銀行で納付するようにとの案内を行っていたことが確認できる。

この点、納付意識の高い申立人の両親が、上記案内を受けながら、現年度分である昭和41年度の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記のとおり、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については過年度納付することは可能であるものの、当時の申立人の家族の納付記録を確認したところ、大正2年生まれの父を除き全員、手帳記号番号の払出しを受けた年度から納付を開始していることから、申立人も同様に現年度納付できる年度から保険料の納付を開始したと考えるのが相当である。

また、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 35 年 7 月 24 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間直前の昭和 31 年 3 月 16 日から同年 9 月 30 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、A社を退職した約 7 か月後に再就職していることがオンライン記録により確認できるとともに、同社を退職時に父親に相談したところ、「脱退手当金はもらわず、年金として受給できるからそのままにしておきなさい。」と言われたため手続をするはずがないと陳述していることを踏まえると、申立人が再就職する前に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社C支店異動に際し、同社B本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和48年5月31日とされている。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、昭和48年5月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及びA社B本社が保管する給与明細書(昭和48年5月分)に係る厚生年金保険料控除記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和48年6月1日にA社B本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社B本社における昭和48年4月の社会保険事務所の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないと思うと陳述している上、事業主が資格喪失日を昭和48年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月

31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 6445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月20日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社から関連会社であるB社に異動した時期であり、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び上司の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社及びB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月1日であることから、申立人は、申立期間には、A社において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和23年4月1日から24年4月1日まで
③ 昭和25年1月1日から同年2月1日まで
④ 昭和26年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、昭和21年4月に学校を卒業して、C社(現在は、D社)に入社し、同年4月分の給料をもらったのに、加入記録は同年5月1日からとなっている。

申立期間②については、昭和23年4月からE進駐軍で勤務したのに、加入記録は24年4月1日からとなっている。

申立期間③については、昭和25年1月にA社に就職し、同社の人事記録にもそのように記録されているのに、加入記録は同年2月1日からとなっている。

申立期間④については、A社勤務時の昭和26年6月に、同社F事業所から同社B営業所に転勤した際に、加入記録に1か月の空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、A社の人事記録を保管するG社から提出のあった人事記録、申立人保管の人事記録の写し及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和26年6月1日にA社F事業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和36年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録においても、同社の日本における営業所は同年に廃止されているほか、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、事業主に確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、D社の人事記録から、申立人が昭和21年4月25日からC社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、D社は、「当社保管の被保険者台帳において、申立人の資格取得日は昭和21年5月1日と記録されていることから、同年4月の保険料は控除していなかったものと考えられる。」としている。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年4月1日又は同年5月1日に資格を取得している者に照会したところ、同年4月1日付け資格取得者で回答のあった者3人全員が同年4月以前から同事業所に勤務していた者である一方、同年5月1日付け資格取得者で回答のあった者8人全員が、申立人と同様に同年3月に学校を卒業して同年4月に同社に入社した者であり、さらに、当該被保険者名簿によれば、申立人が、同級生で同年4月に一緒に同社に入社したとしている同僚も、申立人と同じ日の同年5月1日に資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、申立人を含む学卒者については、同年5月1日付けで資格を取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間もE進駐軍で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、進駐軍に勤務する日本人従業員については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知)により、昭和24年4月1日から、連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関として渉外労務管理事務所を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされたところ、E進駐軍に勤務する日本人従業員を管理するH渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、H渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者記録を継承するI局に照会したが、申立期間における関連資料は見当たらず、当時の事情は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、G社提出のA社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間から同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和36年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録においても、同社の日本における営業所は同年に廃止されているほか、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、同社等から申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、G社は、「昭和36年にA社の日本における営業所が廃止された際に、同社の元従業員の一部を当社の前身会社であるJ社及びK社が雇用したので、A社の人事記録の一部については当社が保管しているが、商業登記の記録からも明らかなように、当社はA社の後継事業所ではないため、申立期間当時の賃金台帳などの資料は既に廃棄されており、同社における申立期間に係る保険料控除等については不明である。」としている。

さらに、申立人及び二人の同僚が、「A社に就職した際、入社後3か月は試験期間で、不都合があれば契約を解除すると説明を受けた。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和24年8月1日から26年11月1日までの間に資格を取得している元従業員のうち、連絡先の判明した19人に照会したところ、回答のあった12人のうち9人が、「資格取得日は入社日より1か月から3か月遅れている。」と陳述していることから、同社が、申立期間当時多くの従業員について、入社後1か月から3か月遅れて資格の取得の届出を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 23 日から 40 年 5 月 12 日まで
② 昭和 40 年 5 月 4 日から 43 年 1 月 14 日まで
③ 昭和 44 年 6 月 2 日から同年 12 月 21 日まで

近年送られてきたねんきん特別便で結婚前に勤めていた 3 社の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとされていることを知った。

脱退手当金は請求しておらず、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 44 年 12 月 21 日に退職したが、脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

本来脱退手当金を支給する場合、過去すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、本件はB社、C社、D社及びE社の期間についてはその計算の基礎とされておらず、当該4社の期間が未請求となっているところ、これらを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の記録を見ると、申立人は、昭和 43 年 7 月にB社を結婚退職した際に、受給資格があったにもかかわらず脱退手当金の請求をしていないことが確認でき、申立人が脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月は16万円、同年9月及び同年10月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 26 日から同年 11 月 8 日まで

私は、昭和 53 年 7 月から B 社の関連会社であった C 社で、主に D 業務に携わっていた。厚生年金保険については B 社の同じく関連会社であった A 社で加入しており、その後廃業になったものの、同じ B 社の関連会社である E 社で退職することなく継続して勤務した。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では昭和 55 年 8 月 26 日から同年 11 月 8 日までの厚生年金保険の記録が無いと回答を受けた。

申立期間も継続して厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において C 社及び E 社の両社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和 55 年 11 月 8 日である。

しかし、商業登記簿によると、A 社、E 社及び B 社の代表取締役は同一人であることが確認できる上、複数の同僚等の陳述により、C 社を含むそれぞれの事業所は関連会社であったことが推定される。

また、申立人は、「C社、A社及びE社の従業員の給与計算及び人事管理は、すべてB社で一元的に行っていた。また、C社で勤務していた者の厚生年金保険及び雇用保険は、便宜上、A社において加入していた。」旨陳述しているところ、B社からも同趣旨の陳述が得られた。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が適用事業所となった昭和55年11月8日に資格を取得している者が申立人以外に11名みられるところ、これら11名は、いずれも同社が適用事業所となるまではA社で被保険者資格が継続しており、申立人のように厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は生じていない。

加えて、B社は、「申立人は継続して勤務していたことは間違いなく、本来はほかの従業員と同様に、E社が適用事業所となる前の期間は継続してA社で厚生年金保険の資格を継続させなければならなかった。」旨回答している。

これらのことから、申立人は、申立期間中にE社に異動したと考えられるところ、申立人提出の給料支払明細書により、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたと認められることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和55年8月は16万円、同年9月及び同年10月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社及びA社の関連会社であるB社は不明と回答しているほか、A社は昭和59年5月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和57年7月7日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月7日から同年7月9日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社以来、平成11年6月30日で退職するまで、途中で退社したことはないが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の加入期間が3日間、空白となっていた。退職時に事業主から交付を受けた事業主作成の「厚生年金保険被保険者台帳」には、昭和57年7月9日付けで本店において資格を喪失し、同日付けでC支店にて資格を取得している記載が見られるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和57年7月7日にA社本店から同社C支店に異動）していたことが認められることから、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和57年7月7日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、A社C支社)における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から同年9月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A社B支店から同社D事業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和49年9月1日にA社B支店から同社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月14日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月14日から同年7月1日まで
② 昭和46年8月4日から57年2月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社から関連会社のB社(現在は、A社)に転籍した時期で、申立期間②はB社のC国現地法人で勤務していた時期であるが、いずれも継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間に、A社から新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年7月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たり、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち、申立人を含め5人が親会社のA社からの転籍者で、A社での資格喪失日が同年3月14日若しくは同年4月24日となっており、申立期間が空白となっている。

このうち陳述の得られた同僚からは、「B社設立当初のしばらくの期間は、親会社のA社の経理部門が給与支払事務を行っていた。」と陳述している上、申立期間当時のA社における経理担当であった者からは「B社の設立に伴って

転籍した申立人等については、申立期間も継続して給与から保険料は控除されていた。」旨の陳述が得られた。

また、A社は、「異動した従業員の厚生年金保険の加入記録に空白が生じないよう、B社が適用事業所となった日に資格を取得させた上でA社で資格を喪失させるべきところ、事務過誤により、B社が適用事業所となる前に、A社での資格喪失届を提出してしまった。」旨を陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年3月14日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社の複数の同僚の陳述から、申立人はB社C国現地法人において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、C国赴任を終えて帰国した昭和57年に、A社の事業主から、C国赴任期間中は厚生年金保険に加入させていなかった旨の説明を受けたとしているところ、A社及びB社が加入していたD健康保険組合における申立人の被保険者資格取得日は同年2月21日となっており厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、申立人が一緒にC国に赴任したとしている同僚も申立人と同一日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、C国赴任中の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人の妻が「C国赴任中の昭和46年又は47年ごろ、日本のB社の経理担当者から送付を受けた明細書に厚生年金保険料として20数万円の控除の記録があった。」としているところ、当該明細書は保存されておらず、また、昭和47年当時の標準報酬月額の最高等級（33等級）の年間保険料額であっても5万1,456円にとどまっていることから符合しない上、B社の当時の経理担当者は、「高齢のため当該明細のことをはじめB社勤務時のことはよく覚えていない。」としており、詳細は明らかとならなかった。

加えて、A社では、B社は解散しているため、同社の人事記録、給与及び厚生年金保険料に係る資料は一切保存しておらず、申立期間当時の事業主も既に

死亡しているため、保険料控除等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和45年4月から平成11年6月30日までC社グループ（当時）内の会社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私は、申立期間において、C社グループ内のA社からD社（現在は、E社）に転籍しただけなので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間も含めてC社グループ内のA社及びD社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年5月1日）及び資格取得日（昭和27年3月17日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から27年3月17日まで

私の夫は、昭和24年1月22日から45年10月31日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、26年5月1日から27年3月17日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私の夫は、申立期間にA社B支店の所長として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和24年1月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年5月1日に資格を喪失後、27年3月17日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社提出の在籍証明書及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚の陳述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間当時も現在と同様に、当社C本社が出張所等に勤務する社員の給与関係事務等を行っていたものと考えられる。また、当社に継

続して勤務していた申立期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除していたはずである。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年3月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年5月から27年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 20 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 2 月 15 日から同年 9 月 28 日まで
⑤ 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 7 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社、B 社、C 社、D 社及び E 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、E 社での申立人の厚生年金保険被保険資格の喪失日から約 11 か月後の昭和 44 年 6 月 27 日に支給決定されたこととなっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前が記載されたページを含む前後計 4 ページに記載された女性 11 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む支給記録が有る 4 人全員が、同社での被保険者期間のみでは、脱退手当金の受給要件を満たさない上、被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に支給決定されている者は一人だけであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 43 年 11 月 * 日に婚姻し、改姓及び転居しているが、脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の旧姓及び転居後の住所と異なる住所が記載されている上、脱退手当金裁定請求書及び退職所得の受給に係る申告書の提出日欄に記載のある日付は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日であ

る昭和 44 年 6 月 27 日から約 1 か月後の同年 7 月 26 日となっているなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和60年1月から平成元年12月までの期間は26万円、2年1月から3年9月までの期間は22万円、同年10月から7年4月までの期間及び11年5月から13年8月までの期間は36万円、同年9月から同年11月までの期間は24万円、同年12月から15年6月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月7日から平成7年5月21日まで
② 平成11年5月17日から15年7月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていた。給与の手取額は、申立期間①については、約32万円から33万円で一定しており、申立期間②については、入社して約3年間は32万円から33万円、退社する前の約1年間は24万円ぐらいに減っている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①のうち、昭和63年12月から平成7年4月までの標準報酬月額については、同僚が保管していたA社の賃金台帳にて確認できる保

除料控除額から、昭和 63 年 12 月から平成元年 12 月までの期間は 26 万円、2 年 1 月から 3 年 9 月までの期間は 22 万円、同年 10 月から 7 年 4 月までの期間は 36 万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和 60 年 1 月から 63 年 11 月までの期間については、申立人の 60 年 4 月分の給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与月額、上記賃金台帳における 63 年 12 月分に係る保険料控除額及び給与月額とほぼ同額であるほか、当該賃金台帳における申立人の給与月額及び保険料控除額は、一定の額で推移していることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、「給与額は、入社してから辞めるまで変わらなかった。」と陳述しているところ、申立人から提出された昭和 61 年 5 月及び同年 6 月分の給与振込額は、63 年 12 月分の給与手取額とほぼ同額であることから判断すると、60 年 1 月から 63 年 11 月までの期間についても、保険料控除額及び給与月額は一定であったと考えるのが相当である。

以上のことから、申立人の昭和 60 年 1 月から 63 年 11 月までの標準報酬月額については、上記賃金台帳及び 60 年 4 月分の給与明細書にて確認できる保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、平成 11 年 5 月から 15 年 6 月までの標準報酬月額は、上記賃金台帳にて確認できる保険料控除額から、11 年 5 月から 13 年 8 月までの期間は 36 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 24 万円、同年 12 月から 15 年 6 月までの期間は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、確認することができないため不明であるものの、上記の賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所に記録されているとおりの報酬月額の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、賃金台帳等で確認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年1月13日）及び資格取得日（昭和38年2月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和36年1月から同年9月までの期間は2万円、同年10月から37年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から38年1月までの期間は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月13日から38年2月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も継続して同社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和32年6月25日に厚生年金保険の資格を取得し、36年1月13日に資格を喪失後、38年2月15日に同社において資格を再取得しており、36年1月から38年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と同じ職種の同僚が1名おり、申立期間における申立人及び当該同僚の業務内容等に変更は無かった。」と陳述しているところ、当該同僚は、申立期間において被保険者記録が継続していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間において、複数の同僚が陳述する従業員数と社会保険事務所の記録上の被保険者数がおおむね一致しているところ、当該複数の同僚は、「従業員全員が入社時から自動的に保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから、当時、A社では、従業員のほぼ全員が厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人を除き、申立期間及びその前後の期間にいったん資格を喪失し、その後に資格を再取得している者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録及び申立人と同職種の同僚の被保険者記録から、昭和36年1月から同年9月までの期間は2万円、同年10月から37年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から38年1月までの期間は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及びその後の取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年1月から38年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月21日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C支店から同社B支店に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和38年1月21日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としてしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月21日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から事業主が同一のA社に異動した時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もB社の事業主が経営する事業所に継続して勤務し(昭和37年8月21日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る商業登記簿によると、同社は、同年6月11日に設立されており、また、複数の元従業員は、当時、同社には5人以上の従業員が継続して勤務していたと陳述していることから、申立期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年6月まで

私は、帰化申請の際に国民年金保険料の領収証書を申請書類に添付するため、昭和48年3月ごろに、A市役所で国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料を、2年又は3年分さかのぼって、まとめて納付した。

私は帰化する以前から創氏改名により日本式氏名を持っていたので、国民年金に加入して保険料を納付することができることを聞き、帰化申請する直前に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和45年11月までさかのぼって保険料を納付して領収証書を受け取った。

私が、申立期間の保険料を納付するため、A市役所で国民年金に加入した時には国民年金手帳は受け取っておらず、保険料納付の際も受け取ったのは領収証書だけだが、私は帰化申請する前に国民年金に加入して申立期間の保険料を納付したのに、未加入期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時外国籍であったが、帰化申請書類に、国民年金保険料の領収証書を添付する必要があったため、昭和48年3月ごろにA市役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の帰化が許可された昭和48年7月*日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、A市が、国民年金未加入期間である申立期間の保険料を徴収したとは考え難く、このことは、当時外国人は国民年金に加入できなかった事実と符合する。

なお、申立期間当時、創氏改名により国民年金加入が可能となる取扱いであ

った事実は確認できない。

また、B法務局は、申立期間当時から帰化許可申請時に国民年金保険料の領収証書の提出義務はなかったと説明しており、申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から62年3月まで

私は、昭和60年3月まで勤務していた会社から独立し、同年4月から自営業を始め、直後ではなかったが、厚生年金保険に加入していた妻から国民年金への加入勧奨もあり、A市役所で国民年金の加入手続をしたと記憶している。

私は、加入手続後の国民年金保険料の納付は妻に任せていたので、市役所から送付される納付書で、妻が、金融機関で定期的に納付してくれていたと思うが、妻自身も詳しいことは記憶に無く、申立期間の保険料の納付状況等は覚えていない。

私は、国民年金保険料を納付する意志があるからこそ、国民年金の任意加入手続をしたとっており、申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月から自営業を始め、直後ではなかったが、A市役所で国民年金の任意加入手続を行い、申立人の妻が継続して国民年金保険料の納付をしていたと申し立てている。

そこで、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和60年9月5日に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認でき、申立内容と符合しているが、同名簿の納付記録を見ると、申立期間の国民年金保険料は未納の記録とされており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担当していたとする妻は、申立期間当時の保険料の納付状況について記憶が無いと陳述している。

さらに、オンライン記録及びA市の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和60年9月5日に任意加入被保険者資格を取得、61年4月1日に同資格を喪失、同日に第一号被保険者資格を取得していることが確認できるところ、社会保険事務所（当時）又はA市が、申立期間当時の所得状況が把握できない申立人について職権で第一号被保険者に種別変更手続を行うことはないと説明していることから、申立人自身が手続を行ったと考えるのが自然であり、このことは、社会保険事務所が昭和63年7月7日に申立人に対し過年度保険料の納付書を送付し、同日時点で過年度納付が可能となる強制加入期間となる61年4月から62年3月までの未納保険料を納付するよう催告を行ったことがオンライン記録にあることと符合する。

これらのことから、申立人は昭和61年4月に任意加入被保険者から第1号被保険者に種別変更し、同年4月から国民年金保険料を納付する義務が生じたが、同年4月から62年3月までの国民年金保険料が未納であったことから、社会保険事務所から納付の催告を受けたと考えるのが自然である。

このほか、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

申立期間当時、妻は店を経営しており、私はA業務に従事していた。私は2回から3回転職をしたが、すべて個人経営で社員を社会保険に加入する考えを持たない方々だったため、国民年金に加入し続けていた。国民年金保険料は、私が妻の分と一緒に夫婦二人分を納付しており、主にB市役所C支所で納付していた。保険料は1か月5,500円と記憶している。その後、妻の経営する店周辺には競合店が増えて売上が下がり、当時の家賃7万円ほどの支払いがやっとなり、私も不景気のあおりで収入も落ち込んでいたため、全額免除月数が75か月は記録どおりと思う。

当時、妻が店を経営していたのと、私が仕事柄外に出ることが多かったため、保険料及び税金などの支払いはすべて私が行っており、妻が納付済みの記録となっているのに、私が未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を夫婦共に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、オンライン記録から昭和41年10月から60歳に到達するまで国民年金加入期間の保険料を申立期間以外すべて納付又は申請免除されていることが確認でき、また、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の納付記録を見ると、オンライン記録から申立期間は納付済みの記録となっていることが分かる。

しかし、申立人の市の国民年金被保険者名簿を見ると、「厚生年金3年位あり S39～41」「63. 8. 23 来庁 25年以上かけない 厚年を調べてまた来るとのこと」「1. 4. 24 ぼちぼちかけていくとのこと」の記載が確認でき、この点、B市も、当該記載内容は申立人が市役所に来て話したものであると思うと

回答している。これらのことを踏まえると、申立人は、申立期間当時、年金受給資格の必要要件を満たす25年以上の保険料を納付する意志は無かったものと考えられ、厚生年金保険被保険者期間が確定するまで保険料を納付しなかったとみても不自然ではない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間について、「厚生年金3年位ありS39～41」との記載があることから、24か月から36か月程度の厚生年金保険被保険者期間を把握していたものと考えられるとともに、市の被保険者名簿から、昭和49年5月から同年11月までの厚生年金保険被保険者期間を把握でき、申立期間当時までの国民年金保険料の納付済期間251か月と合わせ282か月以上の保険料を納付済みと認識していたものと考えられるが、年金受給資格の必要要件を満たしておらず、平成2年4月以降の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったが、その存在をうかがわず形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年当時、経営していた店で働いていた。姉が国民年金に加入してくれたので、どのように加入手続を行ったかは分からない。保険料は、姉が私と姉の二人分を納付しており、市から依頼された女性の集金人が国民年金手帳に印紙を貼っていたことをはっきり覚えている。39年のオリンピックのころは保険料を納付していたのを覚えているが、その時は随分前から国民年金に加入していたと思っていた。その後、A県に引っ越しをするが、その時に最初の国民年金手帳を紛失したのかどうかは分からないが、現在は所持していない。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付は申立人の姉が行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和39年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立期間のうち、36年4月から同年12月までの保険料は時効の成立により制度上、納付することはできない。また、37年1月から38年3月までは過年度保険料となるが、過年度保険料は集金人に納付できないため、勤務先の店にて集金人に保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の払出時期からみれば昭和38年4月から39年3月までの保険料はさかのぼって納付することができるが、申立人は申立期間における加入手続及び納付には直接関与しておらず、保険料を納付したとする姉は既に亡くな

っているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は3年(36 か月)と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)の手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から平成20年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から平成20年3月まで

私は、昭和52年8月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の免除申請手続を行った。また、B市に転居した63年4月に市役所で国民年金の手続を行い、保険料の免除申請手続を行った。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の免除申請手続を行った。また、B市に転居した63年4月に市役所で国民年金の手続を行い、保険料の免除申請手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、国民年金手帳記号番号が昭和48年6月にC市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立人の特殊台帳及びオンライン記録から、49年1月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、その後、被保険者資格を再取得した記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、免除申請をすることはできない。

また、A市の被保険者名簿を見ると、昭和49年4月4日にC市からA市に転入した記録が確認できるものの、「50年度職権転入」の押印があることから、申立人がA市において、国民年金に関する手続を行ったとは考え難い上、63年4月3日にB市へ転居したことについても、A市の被保険者名簿には転出の記録は無く、転居先のB市でも被保険者名簿が作成された形跡は見当たらない。

さらに、国民年金保険料の免除申請は、毎年、被保険者からの申請に基づいて行われるものであるが、申立人からは、保険料の免除申請についての具体的

な陳述が得られず、免除承認通知を受けた記憶は無いと陳述していることから、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがうことはできない上、申立人の元夫の納付記録を見ると、申請免除の記録は無く、一部未納はあるもののおおむね納付済みであり、申立人のみが保険料の免除手続を行ったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間は、368月（30年8か月）と非常に長期であり、A市、B市及び管轄社会保険事務所（当時）において、長期間にわたり連続して事務的過誤が生じたとは考え難い。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その記録は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間及び49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで
② 昭和49年3月

国民年金の加入手続の状況に関する記憶は定かでないが、集金にきてくれた地区の役員又は婦人会の人に毎月保険料を納付した。当時の保険料額は月100円であった。知人と一緒に保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の役員などに申立期間の保険料を毎月納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の保険料納付に関する状況については、特殊台帳から、申立期間①に続く40年10月から41年3月までの保険料は42年12月に過年度納付されていることが確認できることから、地区の役員などに保険料を毎月納付したとする陳述と符合しない。

また、申立人の年金受給資格に必要な保険料の納付月数は276か月であるが、申立人の保険料の納付状況については、オンライン記録及び特殊台帳によると、昭和47年4月から49年2月までの保険料を55年6月に特例納付をすることにより、申請免除期間を合わせ276か月の年金受給の資格要件を満たしていることが確認できる。同様に申立人の妻も年金受給資格に必要な保険料納付月数は204か月であり、その保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、納付済期間と免除期間を合わせ204か月であることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人及びその妻は、年金受給権が発生す

る最小限の納付月数を確保するため、特例納付及び免除等の手続を行っていたことがうかがえ、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、年金加入手続及び申立期間の保険料納付に関する記憶が定かでなく、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることができない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から51年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から51年3月まで

私は、昭和47年5月29日に友人と二人でA市役所へ行き、国民年金の任意加入手続及び付加年金の申込みをした。次月より、国民年金保険料納付通知書兼領収書の一年分の綴りが市役所から届き、B銀行C支店から毎月納めていた。手続当時は、年金手帳を受け取っておらず、51年4月から婦人会が集金するようになって初めて手帳が届き、年金手帳の存在を知った。

一緒に加入手続に行った友人は、昭和47年5月からの加入になっている。確かに4年間の保険料を納めており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月に友人と一緒にA市役所において国民年金の加入手続を行い、以後、市役所から届いた納付書で銀行から納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格記録を見ると、特殊台帳及びオンライン記録から、昭和51年4月30日に任意加入するまで国民年金の被保険者資格を取得した形跡が無く、申立期間は未加入期間であることから保険料を納付することはできない。

また、市の被保険者名簿においても、資格取得日が昭和51年4月30日と記録されており、特殊台帳の記録と一致する。

さらに、申立人の戸籍の附票を見ると、申立人がA市に転入したのは、昭和47年7月*日であることが確認でき、同年5月に友人と一緒にA市役所において国民年金の任意加入手続を行ったとする陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧

調査したがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

結婚する前は自分で保険料を納付していたと思うが、期間をはっきり覚えておらず、未納だった期間もあったと思う。結婚してからは、妻が保険料を納付していた。

申立期間の保険料については、昭和40年あるいは41年ごろに、妻が現金書留にて市役所へ送金した。それからは、集金人に納付し、集金人が国民年金手帳に印紙を貼^はり付けていた。その手帳を保管していたが、市役所に電話で確認すると納付していると言ったので、手帳は破棄した。

昭和39年3月に結婚して以降、保険料の納付については妻に任せ、未納分の保険料についてもすべて納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間の保険料を昭和40年あるいは41年に現金書留で市役所に送金したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和38年8月21日に申立人の弟と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立期間のうち、36年4月から同年6月までの保険料は、時効により、制度上納付することができない上、同年7月から37年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、当時の保険料の納付について記憶が定かではなく、結婚した際に、期間をはっきりとは覚えていないが、未納となっている保険料もあったと陳述している。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の弟の保険料の納付状況をみると、オンライン記録及び申立人の弟が所持している

領収書から、申立人の弟は、申立期間の保険料を昭和45年3月に特例納付していることが確認でき、同年3月以前、申立期間の保険料は未納であったことが分かる。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料を昭和40年あるいは41年に現金書留で市役所へ送金したと陳述しているところ、この時期では、申立期間の保険料は時効により、制度上納付することはできない上、市は、当時は印紙検認方式であり、現金書留での保険料の納付は取り扱っていなかったと回答しており、申立人の陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、妻（平成12年死亡）から生前に、「A市役所の職員から、会社を辞めたら、続けて国民年金に加入し保険料を納付し続けないと将来年金が受給できないことがあると説明を受けたが、その時にはお金が無かったので、後日、国民年金保険料を全額納付した。」と聞かされていた。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を全額納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、国民年金手帳記号番号が昭和48年7月31日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このころ国民年金の加入手続を行ったものと推定できる。この場合、申立期間の国民年金保険料を全額納付するには、特例納付制度による納付が必要となるが、この時点では、特例納付実施期間でなかったことから、制度上、申立期間の保険料を全額納付することはできない。

また、申立人が加入手続をした以後に、2回の特例納付実施期間があったものの、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、納付を担当したとする申立人の妻からは、国民年金保険料を全額納付したとしか聞かされておらず、そのように聞かされた時期及び納付時期の記憶が定かでなく、申立人の妻も平成12年に死亡していることから、保険料額及び納付方法など申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、

当初、昭和36年4月1日となっていたものが、平成12年5月31日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和44年4月28日へ変更されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿を確認しても、国民年金被保険者資格の取得日は36年4月1日のままとされているが、保険料をさかのぼって納付する場合、通常、過去の厚生年金保険被保険者期間を確認することから、仮に、申立期間の保険料をさかのぼって納付したのであれば、その時点で国民年金被保険者資格の取得日の訂正が行われたものと考えられるが、当該資格記録の訂正以前にそのような訂正が行われた形跡は見当たらない。

加えて、市町村は、特例納付勧奨について、受給権確保の観点から、60歳に到達するまでの間未納無く保険料を納付したとしても納付期間が不足する者を主な対象として特例納付の勧奨を行っていたが、夫婦が加入手続を行った昭和48年7月当時、申立人は33歳、その妻は30歳であり、夫婦二人分の保険料納付状況を特殊台帳で確認しても、夫婦一緒に同年4月からの夫婦二人分の保険料を納付していることから、60歳まで未納無く保険料を納付すれば年金受給権の確保は可能であり、申立期間の保険料を特例納付する必要は無かったものと考えられる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索及び当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4290 (事案 1816 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年1月まで

独身のころは、国民年金保険料を納めてこなかったが、結婚時に私だけ加入手続をしたことを覚えている。手続後は、私の保険料だけを女性の集金人に毎月きっちり納め、年金手帳にスタンプを押してもらっていた。また、当時は若く主人の給料が安かったので主人の分は掛けられなくて、私だけはと思ひ私の分だけ掛けていた。

金額は、明確には覚えていないが安かったと記憶している。しかし記録では、昭和44年8月から48年1月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が加入手続をしたとする昭和44年8月に、国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、夫婦連番で払出しを受けており、国民年金手帳記号番号払出簿を基に前後の加入者を見ると強制適用者が散見され、夫婦の加入手続は、市からの適用勧奨によりなされたものと推定され、納付を前提に申立人のみ加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないほか、納付意思の無い夫も併せて加入手続を行ったこととなり不自然さは否めない、ii) 申立期間は4年度にまたがる42か月に及び、これほど行政が事務的過誤を継続するとは考え難い、iii) 別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらない、iv) 申立人は納付金額に関する記憶が定かではないほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われて

いる。

申立人は、結婚後に自分だけ加入手続を行い、保険料を毎月集金人に納付していたと主張するが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 47 年に国民年金の資格を再取得して以降、会社で厚生年金保険に加入していた期間を除いて、欠かさず保険料を納付しており、申立期間についても、それ以前と同様に保険料を納付していた。

最近、私は家計簿的な内容を記載していた当時のノートを見つけたが、それを見ると、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を半年分又は 1 年分まとめて納付していたことが確認できる。このような資料が残っているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年に国民年金の被保険者資格を再取得して以降、厚生年金保険の被保険者期間を除き、申立期間を含め、国民年金保険料を欠かさず納付したと主張し、これを示す関連資料として、昭和 58 年から 61 年までの期間について、家計簿的な内容を記載していたとする当時のノート（以下「家計ノート」という。）を提出しているところ、家計ノートにおいては、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの保険料を 59 年 4 月 28 日に、58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料を 61 年 1 月 23 日に、59 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料を 61 年 3 月 25 日にそれぞれ一括納付している旨の記載が確認できる。

しかし、申立人が所持する当該家計ノートについては、i) 申立人が 58 年に係る記載であるとする一連のページの途中において、1 ページのみが 59 年の記載ページとなっている上、申立人が 58 年に係る記載であるとする一連のページの直後から 61 年に係る記載が始まっているなど、全体として記載の連続性を欠いている（昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 59

年4月28日に納付したとする記載が見られるのは、上記の同年の記載ページとなっている。)、ii) 申立人の子供が既に中学生となっている58年8月から同年9月ごろの支出として、子供に係る給食費が記載されている(A市教育委員会によると、当時、A市内の公立中学校では給食を実施していないとしている。)、iii) 申立人が同年に係る記載であるとするページにおいて、その当時、幼稚園に通園する年齢の子供がいないにもかかわらず、幼稚園に係る支出が記載されている、iv) 同年10月24日を土曜日として支出内容が記載されているが、同日は実際には月曜日であるなど、時系列に関して不自然な記載内容が複数か所において認められることから、家計ノートに記載内容が真正に同年から61年までの支出内容を記載したものとは考え難く、その記載内容をもって申立期間の保険料納付を裏付ける資料として認めることはできない。

また、上記の家計ノートのほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から39年3月まで

私は、母親が存命中に、母親から私の国民年金について、私の保険料は、最初からずっと納付していると聞いていた。加入手続も母親が行っているし、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る昭和38年1月10日から同年3月31日までの厚生年金保険被保険者期間の追加入力処理については、平成21年8月27日に行われていることが確認できることから、申立期間の当時、厚生年金保険との重複納付を避けるための国民年金に関する資格の取得及び喪失の手続は行われていなかったものと推認できる。

また、申立期間は34か月にわたり、この間、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い上、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間に係る加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 42 年 10 月までの期間及び 48 年 12 月から 52 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 42 年 10 月まで
② 昭和 48 年 12 月から 52 年 12 月まで

国民年金の加入時期及び手続等については、はっきりとは覚えていないが、昭和 55 年ごろ、区役所から呼出しを受け、「過去の未納期間と免除期間の保険料を納付しなければ、将来、年金が支給されない。」と言われたので、3 枚の納付書を交付してもらい、まとめて納付した記憶がある。

保管している 3 枚の領収証書を見ると、昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月の保険料として 3 万 9,360 円を、同年 4 月から 55 年 3 月の保険料として 3 万 9,600 円を納付しており、また、期間が明記されていないが 7 年 1 か月分の保険料として 34 万円を納付していることになっている。

この 7 年 1 か月分の領収証書が、申立期間①の保険料を納付した証拠であると思う。

また、申立期間②の保険料については、夫婦二人分を集金人に納付していたと思う。

申立期間①及び②の保険料が納付済みと記録されていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、昭和 55 年ごろに一括納付したと申し立てしているところ、53 年 7 月から 55 年 6 月までは、第 3 回特例納付実施期間に当たっていた。

第 3 回特例納付制度は、昭和 53 年の国民年金法の改正により、いわゆる無年金者の救済を目的として、強制加入の被保険者又は被保険者であった者であ

って、同年3月以前の強制加入被保険者期間のうち、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間を有する者について、特例的に当該期間に係る保険料を納付することができる制度である。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和37年3月1日に払い出されているものの、申立人に係る特殊台帳及びB区役所保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間のうち、同年4月から39年11月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間となっており、制度上、特例納付制度を利用して保険料を納付することはできない上、納付したとする55年当時は、免除期間から既に10年以上を経過しているため、制度上、当該期間の保険料を追納することもできない。

また、申立期間のうち、昭和39年12月から42年10月までの期間については、上記特殊台帳等によると、申立人は、夫が昭和39年12月7月付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金強制加入被保険者資格を喪失し、42年11月21日に再び国民年金強制加入被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金の未加入期間となっていることから、当該期間についても、制度上、特例納付制度を利用して保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する納付期間が明記されていない昭和55年5月21日付けの7年1か月分の国民年金保険料領収証書については、当該領収証書に納付対象期間が記載されていないものの、上記特殊台帳を見ると、備考欄に、「55 附4条 5 85 か月 340,000 (36.4~37.3 42.11~48.11)」との記録が確認でき、この記録について、社会保険事務所(当時)では、53年法改正附則第4条に基づき、36年4月から37年3月までの期間及び42年11月から48年11月までの期間の合わせて85か月(7年1か月)分の保険料について、申立人が55年5月に特例納付したことを示す記録であるとしており、記録に不自然な点は認められない上、当該期間の特例納付による保険料額は34万円であり、申立人が陳述する金額と一致している。

加えて、この当時、申立人は、既に49歳11か月に達しており、60歳到達まで国民年金保険料を現年度納付したとしても、年金受給資格を得るのに必要な納付済月数である300か月に112か月(9年4か月)不足する状況にあったことから、当該期間(7年1か月)について特例納付するとともに、過年度納付が可能であった昭和53年1月から55年3月までの期間(2年3か月)について過年度納付することにより、この不足月数の解消に努めたものと考えられる。

一方、申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、現年度納付したと申し立てているものの、上記の特例納付及び過年度納付の状況からみて、当時、当該期間の保険料は未納であったと考えるのが相当である上、申立人は、集金人に納付したとしているが、当時は、納付書による自主納付方式が通例であり、制度状況とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は合わせて116か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年12月まで

昭和50年ごろ、区役所から国民年金加入の案内が届いたので、区役所へ出向いて加入手続きを行い、未納期間の国民年金保険料については、窓口職員と相談して分割で納付したと思う。

過年度保険料の納付書は細長い複写式で、何回かに分けて納付したはずである。また、今回の申立てを行ってから、申立期間の領収証書が見つかり、A年金事務所に記録訂正を求めたが却下された。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人主張のとおり、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和55年2月1日に納付していることが所持する領収証書により確認できる。

しかし、特殊台帳を見ると、適用欄に「過誤納(1~3)」、「還付決定年月日昭和55年2月5日17,400円」、「重複納付」及び「還付決定年月日昭和55年4月14日6,600円」との事跡が確認でき、また、昭和53年1月から同年3月までの納付記録欄には、充当を意味する「期変」の印、保険料納付印及び保険料が還付されたことを示す事跡が確認できる。

これらの事跡等を検証すると、申立人は、いったん申立期間の国民年金保険料について過年度納付したものの、時効により誤収納であることが判明したため、昭和55年2月5日に、このうち52年1月から同年9月までの保険料1万7,400円について還付決議が行われるとともに、同年10月から同年12月までの保険料6,600円については、直近の未納期間である53年1月から同年3月までの期間に充当処理され、その後、申立人は同年1月から同年3月までの保険料について過年度納付したものの、当該期間の保険料については既に充当処

理されていたことから、55年4月14日に、再び還付決議がなされたものと考えられ、一連の処理記録に不自然な点は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金の加入については、昭和37年4月に結婚後、住居変更手続等で区役所に行った際に、私自身が夫婦二人分の手続をしたはずである。

申立期間の保険料については、私自身が夫婦二人分の保険料を、加入手続後に昭和36年度1年間分をさかのぼって集金人に納付して、その後については、後でまとめて納付した記憶は無く、集金人に妻が定期的に夫婦二人分を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和45年9月16日に夫婦連番で払い出されており、陳述の加入手続時期と符合せず、また、手帳記号番号の払出当時は、第1回特例納付実施時期に当たっていたものの、申立人の妻は特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている。

そこで、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の所持している国民年金手帳を見ても、昭和45年9月16日に発行されており、申立人は、これ以外の手帳の交付を受けた記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、国民年金加入後に昭和36年度1年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、オンライン記録を見ると、国民年金

手帳記号番号の払出時期以前の 44 年度分の保険料が納付済みとなっており、この納付と混同して記憶している可能性が否定できない。

加えて、申立期間は 48 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付金額等に関しての記憶が曖昧であるため、申立人から保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの期間及び39年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年2月まで
② 昭和39年10月から44年3月まで

国民年金の加入については、昭和37年4月に結婚後、夫が住居変更手続等で区役所に行った際に、夫婦二人分の手続を一緒にしたはずである。

申立期間の保険料については、夫が夫婦二人分の保険料を、加入手続後に昭和36年度1年間分をさかのぼって集金人に納付して、その後については、後でまとめて納付した記憶は無く、集金人に私が定期的に夫婦二人分を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和45年9月16日に夫婦連番で払い出されており、申立人の夫の陳述の加入手続時期と符合せず、また、手帳記号番号の払出当時は、第1回特例納付実施時期に当たっていたものの、申立人は特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている。

そこで、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の所持している国民年金手帳を見ても、昭和45年9月16日に発行されており、申立人も、これ以外の手帳の交付を受けた記憶は無いとしている。

さらに、申立人の夫は、国民年金加入後に昭和 36 年度 1 年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出時期以前の 44 年度分の保険料が納付済みとなっており、この納付と混同して記憶している可能性が否定できない。

加えて、申立期間①及び②は合わせて 77 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付金額等に関しての記憶が曖昧であるため、申立人から保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4297 (事案 3316 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年に60歳になり、国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかならないと知り、それから1か月も経たないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は、月額5万8,000円で、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにと思い、65歳まで保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付事実が無いことは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、高齢任意加入手続及び保険料納付をした当時の具体的な状況を思い出したので、改めて調査及び審議を希望する。

第3 委員会の判断の理由

本件の申立てについては、社会保険事務所(当時)が保有する申立人の国民年金資格取得申出書(高齢任意用)が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、申立期間は国民年金任意未加入期間となるため、制度上保険料を納付することはできないこと、通常、社会保険事務所では申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないと回答しており、当該申出書以外の申出書の存在も確認できないこと、その他、申立人に別の資格取得申出書(高齢任意用)が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

一方、申立人からは、再申立ての内容を根拠付ける新たな資料の提出は無く、

また、申立人は、A市B区役所における高齢任意加入手続及び国民年金保険料納付に関して具体的な状況を改めて陳述しているものの、その時期が申立期間である平成2年6月ごろのことであることを特定することはできなかった。

さらに、申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、A市では、当該申出書を受理後、いったん社会保険事務所に転送し、同事務所から高齢任意加入が可能であること、及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に初めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することは無い旨回答している。

これらのことを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を見いだすことはできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 12 月 23 日から 22 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 10 月に A 社の B 業務従事者として入社した。その後、同社は 21 年 12 月に閉鎖され、社名が C 社と変更されたが、閉鎖後も B 業務従事者として勤務していた。

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たが納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する C 社が発行した昭和 22 年 4 月 1 日付けの辞令『C 社勤務ヲ命ス』から、申立人は、申立期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの間、同事業所において勤務していたと認められる。

しかし、A 社は、同事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 21 年 12 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である 22 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間当時の同僚として名前をあげている二人の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同一日であることが確認できるほか、A 社及び C 社は、いずれも解散しており、業務を引き継いだ会社も無いことから、申立内容について確認できる関連資料も見当たらない。

加えて、C 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日に

厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から、「A社は昭和21年の年末に閉鎖したが、同社が閉鎖してからの厚生年金保険料の控除の有無について全く覚えていない。」との陳述が得られた上、同社において、連絡先が確認できるほかの同僚6人に照会を行ったところ、全員が、「厚生年金保険料の控除について覚えていない。」と回答しており、同僚の陳述から保険料控除を推認できる事情はうかがえない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記録が無く、控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から30年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録について、昭和29年12月1日から30年1月1日までの1か月間(事業所名不明)と回答された。

A社退職後には、公共職業安定所で失業保険を受給したことを記憶しており、失業保険を受給することができたのであれば、厚生年金保険の加入期間が1か月ということは有り得ないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の事業主として記憶している者が、申立人の陳述している場所に存在していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得した10人の中に確認できることから、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の加入記録には、昭和29年12月1日から30年1月1日までの1か月間(事業所名称不明)の厚生年金保険加入記録があるところ、申立人は「当該加入記録はA社に勤務したものであり、失業保険を受給できたのであれば勤務期間が1か月であることはありえない。」旨申し立てている。

しかし、A社がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年8月1日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たり、当該加入記録は、A社のものとは考え難い。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得し

ている 10 人（当時の事業主を含む）全員が、死亡又は所在不明のため、陳述を得ることができない。

さらに、申立人は、「当時の同僚として 4 人から 5 人程度の従業員がいたが、その者の氏名は覚えていない。給与の額及び保険料の控除についてもよく覚えていない。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社B工場には昭和19年3月に入社し、3か月間の試用期間を経た後、同年6月1日に正社員として採用されており、厚生年金保険被保険者証の資格取得日も同日となっていることから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得日(健康保険)は昭和19年4月1日であることが確認できる。

しかし、申立人は、「A社B工場に入社3か月後の昭和19年6月1日に正社員として採用され、業務内容はC業務従事者であったので、同年6月の給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と申し立てているが、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日(健康保険)が昭和19年4月1日であること、及び厚生年金保険記号番号払出簿の被保険者資格の取得日が同年6月1日であることを踏まえると、申立人の試用期間は入社日である同年3月から同年4月1日までの約1か月間であったと考えられる。

また、申立人は、「A社B工場ではD業務に従事していた。当該業務は昭和19年3月に入社した同僚と二人で担当していた。」と陳述しているところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該同

僚の被保険者資格の取得日（健康保険）は昭和19年4月1日（資格喪失日は昭和23年11月10日）である上、厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日が申立人と同じ同年6月1日、及びオンライン記録の資格取得日についても申立人と同じ同年10月1日であることが確認できる。

以上の事情を踏まえると、申立人のA社B工場における業務内容は労働者年金保険法の適用を受けるC業務従事者であった可能性は否定できないものの、同社B工場は申立人を正社員として本採用した日（昭和19年4月1日）において、労働者年金保険法の適用を受けない者として資格取得の手続を行わず、厚生年金保険法施行日である昭和19年6月1日に資格取得の手続を行ったと考えるのが自然である。また、同年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、厚生年金保険料の徴収は行われていない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記録が無く、控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 47 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立期間において「自分と一緒にB業務に従事していた。」として、同僚の二人を挙げているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、うち一人は、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない上、もう一人の同僚は、申立人と同月内の昭和 46 年 12 月 9 日に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同じ昭和 46 年 12 月に資格を取得している同僚は、「自分の厚生年金保険の加入記録は勤務期間と一致している。」と陳述している。

申立期間②について、同僚からは、申立人の申立期間に係る退職日及び勤務実態に関する陳述は得られなかった。

また、雇用保険の記録により、申立人は、昭和 46 年 12 月 25 日に被保険者資格を取得し、47 年 4 月 25 日に離職していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和 55 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も事業主の名前を覚えていないことから、同社等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についての状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務し事業主により給

与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間が、厚生年金保険に未加入との回答を受けた。
昭和 48 年 7 月 1 日付けのA社が発行した委嘱状も持っており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の「B業務従事者に任命する。月額 30,000 円を給する。」旨の昭和 48 年 7 月 1 日付けの委嘱状から、申立人が同日から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、委嘱状には、勤務日数及び勤務時間の記載は無いところ、A社は、「委嘱されている職種であれば、勤務は交代制で週 2 回から 3 回の出勤であり、勤務時間は夜の 2 時間から 3 時間であった。」と回答している。また、同社は、申立人に係る保険料控除について、「当時の記録は無く、不明である。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 12 月 1 日に資格を取得している二人の被保険者以外には記載が無いことが確認できるところ、当該二人の被保険者は既に死亡しているため、勤務実態等についての陳述を得ることができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 35 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間が厚生年金保険に未加入との回答を受けた。同社で厚生年金保険料を控除されていたと思うので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人が一緒に勤務していたと陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 34 年 12 月 1 日となっていることが確認できること、当該同僚は、「申立人は、自分より後から入社してきて、健康保険被保険者証をもらう前に辞めたと思う。」と陳述していることから、同年 12 月以降に申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、別の同僚からは、「当時は、B業務従事者もおり、そういう者は、社会保険に加入していなかったと思う。」と陳述している。

また、前述の同僚以外は、申立人を覚えている者はいないことから、申立人の勤務期間は短期間であったと推認され、A社も当時の資料が無く、厚生年金保険料の控除について不明としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を推認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から32年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に所属するC支社が発行した証明書には、昭和29年6月から勤務していたと記載されており、申立期間も間違いなく同社にE業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社のC支社が発行した証明書には、申立人が昭和29年6月から同社に勤務したと記載されているが、当該証明書の添付書類には、申立人が30年4月から勤務したと記載されている。このことについて、C支社は、「証明書に記載した申立人の勤務期間が正しいものと確認できる資料は残されていないが、当該証明書の添付書類は、保管されていたファイルの中から見つかったものであり、こちらの記載が正しいと思われる。」としていることから判断して、申立人が同年4月から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の添付書類には、申立人を含め、申立期間当時にA社のD県内の支社に勤務したE業務従事者8人の雇用開始時期が記載されており、そのうちの6人の雇用開始時期は、申立人の雇用開始時期より早いことが確認できる。同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該6人全員が申立人と同じ昭和32年1月1日付けで資格を取得していることが確認できる。

また、当該6人のうちの1人であり、申立人が自身とほぼ同時期に勤務して

いたとする同僚は、「A社のD県内の支社に勤務する者は、昭和32年1月1日以前は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年1月から53年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年8月31日から10年7月31日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から53年5月1日まで
② 平成8年8月31日から10年7月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社でB業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、C社で実質の経営者として勤務した期間のうち、滞納した保険料を納付するために遡^{そきゅう}及して資格を喪失した申立期間②の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部においてA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人のようなB業務従事者及びD業務従事者については、本人の希望に基づいて、厚生年金保険に加入させていた。申立人にそのような空白期間があるということは、本人が厚生年金保険の加入を希望しなかった期間であり、保険料も控除していない。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる複数の同僚も、「申立期間当時は、本人の希望に基づい

て、厚生年金保険に加入していた。」と陳述しているところ、当該被保険者名簿を見ると、これらの者が自身が記憶する入社時期から1か月から36か月後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、オンライン記録において、申立人のC社に係る厚生年金保険の加入記録のうち、平成8年10月1日及び9年10月1日付けの標準報酬月額の時決定並びに同年11月1日付けの標準報酬月額の随時改定に係る記録が、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年7月8日）の後の10年8月26日に取り消されていることが確認できる上、8年8月31日付けの資格の喪失について、その約2年後の10年8月26日に処理されていることから、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が遡及して訂正されていることが認められる。

しかし、C社に係る商業登記の記録から、申立人が申立期間当時に同社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「私は、申立期間にC社の実質の経営者として継続して勤務していたが、同社閉鎖時に、社会保険料の滞納があったので、平成10年7月末に自ら社会保険事務所に出向き、自らの同社における被保険者記録を短縮することにより、従業員の社会保険料を支払った。」旨陳述しており、自ら遡及訂正処理に関与したことを認知している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、C社の取締役として自らの資格喪失日に係る遡及訂正処理に関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月11日から37年6月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(後に、B社に名称変更)に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和35年10月にA社に入社し、その後同事業所がB社に名称変更した後も37年6月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社及びB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社及びB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、「A社及びB社は、二人の事業主による共同経営であった。」と陳述しているところ、申立人が氏名を記憶している事業主は既に死亡しており、もう一人の事業主及び同僚の氏名についての申立人の記憶は曖昧であるため連絡先を特定することができず、これらの者から、同事業所における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「私が氏名を記憶している事業主の子が、私のことを記憶していると思う。」としているところ、当該事業主の子に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人が氏名を記憶している事業主は、申立期間に国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料控除について明確な

記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月ごろから12年11月ごろまで

私は、新聞の求人広告で知ったA社に応募したところ、採用が決まり、平成元年6月からD業務に従事していたが、12年11月に病気のため退職した。

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社発行の在職証明書により、申立人は、申立期間において同社に在職していたことが認められる。

なお、A社の前身である個人事業所のC社は、昭和51年1月24日にB社として法人化し、平成5年4月8日にA社に商号変更している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、昭和51年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所が法人化した後のB社及びA社が適用事業所であったとする記録は無い。

また、A社は、「当社は、個人事業所として昭和42年11月1日から厚生年金保険の適用事業所であったが、51年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後に法人化及び社名変更もあったが、申立期間を含めて現在も適用事業所となっていない。したがって、申立人を当時、厚生年金保険には加入させておらず、申立期間の給与から厚生年金保険の保険料も控除していない。」旨回答している。

さらに、A社提出の申立人に係る平成12年所得税源泉徴収簿を見ると、同年1月から退職月である同年11月までの各月の給与から厚生年金保険料は控

除されていないことが確認できる。

加えて、申立人は「平成12年9月から同年10月までの1か月間、病気のため入院し、健康保険被保険者証が見当たらなかったため医療費は全額を自己負担した。」旨陳述しているが、E区役所は「申立人は、平成12年8月28日に国民健康保険への加入を届け出たが、その際、社会保険等に係る資格の喪失の事実を確認できなかったため、当該届出日から2年前にさかのぼった10年8月28日から国民健康保険に加入している。」旨回答している。

これらのことから、少なくとも申立人が入院治療を受けたとする平成12年9月から同年10月までの期間は国民健康保険被保険者証を所持していたことがうかがわれ、当時、社会保険には加入していなかったものと考えられる。

なお、申立人がA社の同僚として名前を挙げた6名のうち2名は、申立人が同社に勤務する前のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できることから、当該同僚のうち住所の判明した者に事情を照会したものの、申立期間当時の事情を明らかとする陳述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 4 日から同年 12 月 25 日まで

私は、A学校に通いながら、B社でC業務に従事していた。同社は、昭和43年末に倒産したが、それまで支給された給与から厚生年金保険料を控除されていたように思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社が倒産するまでの期間の業務内容等を具体的に記憶していることから判断すると、申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、B社は、昭和43年9月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たる。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚3人のうち、1人は既に亡くなっているほか、ほかの2人はいずれも申立期間前の昭和43年5月には、ほかの事業所で厚生年金保険に加入していることから、申立期間当時の事情について確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人と同じくB社において昭和43年9月4日に資格を喪失している同僚が4人確認できるところ、これらの者は、既に亡くなっている等により、申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできない。

なお、申立人がB社の事務担当者であったと陳述している従業員については、申立人はその氏名を記憶しておらず、当時の同僚に照会したものの、当該従業員の氏名を特定することはできないほか、同社の健康保険厚生年金保険被保険

者名簿においても当該従業員とみられる者の加入記録は確認できないことなどから、当該従業員に申立人の申立期間における保険料控除についての事情を照会することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月ごろから 36 年 4 月ごろまで
② 昭和 37 年 3 月ごろから同年 7 月ごろまで
③ 昭和 37 年 7 月ごろから同年 12 月ごろまで
④ 昭和 37 年 12 月ごろから 38 年 2 月ごろまで
⑤ 昭和 41 年 4 月ごろから 42 年 2 月ごろまで
⑥ 昭和 42 年 7 月 31 日から同年 9 月 18 日まで
⑦ 昭和 45 年 9 月ごろから同年 12 月ごろまで

申立期間①は、職業安定所の紹介でA社において、B業務従事者として勤務していた。

申立期間②は、当時、大学に通学していたので、C業務従事者として勤務できる仕事を職業安定所に紹介され、D社においてB業務従事者として勤務していた。

申立期間③は、当時、大学に通学していたので、その条件に合う勤務先を職業安定所に紹介され、E社においてB業務担当者として、従事していた。

申立期間④は、職業安定所に紹介され、F社において、B業務を行っていた。

申立期間⑤は、職業安定所に紹介され、G社において、B業務に従事していた。

申立期間⑥は、昭和 42 年 2 月に入社し、44 年 5 月に退職するまでの期間について、勤務していた I 社の名称及び所在地が変更された記憶はあるが、業務内容に変化はなく、事業主も同一であったのに厚生年金保険の記録に空白期間があり納得できない。

申立期間⑦は、職業安定所に紹介され、H社において、B業務に従事していた。

申立期間はすべて、若いころのことなので、給与支給額及び保険料控除額等についての記憶も定かではなく、住居及び勤務先を幾度も替わっているため給与明細書等の資料も保存していないが、いずれも申立事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、J健康保険組合の加入記録を見ると、申立人は昭和34年11月1日に資格を取得、36年9月1日に資格を喪失となっており、申立期間のうち、当該期間は同健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、申立期間と重なる時期に、申立人と同様にJ健康保険組合において被保険者資格を取得しているものの、A社における厚生年金保険の加入記録は無い者が12名確認できるほか、当該健康保険組合での被保険者資格を取得後、一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が複数名確認できることなどから判断すると、A社では、必ずしも健康保険と厚生年金保険を一体として加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、A社は平成11年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の社長及び会計責任者は既に死亡しているため、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出調査したものの、いずれも「申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除等については不明。」と陳述しており、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

なお、申立人は、「A社において、当時の給与支給事務及び社会保険関係事務は自分自身で行っていた。」としているものの、申立期間当時の厚生年金保険料控除等についての記憶は定かではなく、具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、D社において勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録において、D社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無いものの、申立人の陳述内容とも符合するR氏が事業主となっている「K社」という適用事業所が確認できる。また、当該事業所における当時の事業主の妻の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は同事業所において勤務していたことが考えられる。

しかしながら、K社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年9月1日であり、申立期間は同事業所が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、K社の当時の事業主の息子は、「父は既に他界しており、当時の資料も無いため詳細は不明であるが、適用事業所となるまでの期間は、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と陳述している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年9月1日に資格を取得している複数の同僚からも、同趣旨の陳述が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、E社において勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、L社という名称の適用事業所は確認できないものの、申立人の陳述内容と符合するS氏が事業主となっている「M社」という名称の適用事業所が確認できたことから判断すると、申立人は、当該M社に勤務していたことが考えられる。

しかしながら、M社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年12月25日であり、申立期間は同事業所が適用事業所となる前の期間に当たるほか、申立人が名前を挙げた同僚も、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い。

また、M社は昭和62年4月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主等の所在も不明であり、抽出調査した同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について、具体的な陳述を得ることはできず、これを確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、F社において勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、R県内においてF社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、F社の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚の所在は不明であるほか、上記のとおり、同事業所は適用事業所としての記録が無いことから、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出調査することもできないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、申立人が申立期間④において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人はN社に勤務していたと申し立てているところ、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、同事業所とは異なる「T社」という名称の事業所において、昭和41年4月1日に資格を取得、同年9月30日に離職の記録が確認できることから、同事業所と関連のあると考えられる「O社」に照会したところ、事業主から「昭和51年ごろにG社から業務を引き継いだ。」との回答が得られたことなどから判断すると、申立人は当時、N社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、N社は、昭和34年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たる上、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚からは、「私は、G社に昭和37年から43年まで勤務していたが、私が勤務していた期間は、同事務所が厚生年金保険に加入していないことを承知していたので、国民年金保険料を納付していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、申立人が申立期間⑤において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、I社に昭和42年2月に入社し、44年5月に退職するまで継続して勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、P社において昭和42年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月31日に資格を喪失していることが確認できるものの、同社は申立人の資格喪失日と同一日の同年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。その後、同一人が事業主であるI社が再び任意包括適用事業所として厚生年金保険の適用事業所となった日は、同年9月18日であることが確認でき、申立期間は、P社及びI社の両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、I社は昭和46年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に亡くなっているため、当時の事情を明らかとす

る関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における保険料控除等について具体的な陳述を得ることはできず、これを確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立期間⑥における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人はH社に勤務していたと申し立てているところ、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、同事業所とは異なる「Q社」という名称の事業所において、昭和45年10月1日に資格を取得、同年12月28日に離職の記録が確認できることから、当該Q社に照会を行ったところ、事業主は、「私は、昭和51年1月にH社に入社したが、同年7月に事業主が亡くなったので、私が会社を引き継いだ。」と陳述していることから判断すると、申立人は、当時、主張のとおりH社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、H社は昭和43年5月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同事業所が適用事業所ではない期間に当たる。

また、H社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和43年5月24日に被保険者資格を喪失している複数の同僚に対し、申立人の申立期間に係る保険料控除について照会を行ったところ、同事業所に勤務していた同僚から「経営難により昭和43年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなると説明を受け、国民年金に切り替えた、その後は給与から厚生年金保険料は控除されていない。」旨の陳述があり、さらに、ほかの同僚から提出のあった給与明細書において同年5月分以降の給与から厚生年金保険料が控除されていないことも確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除についての記憶は定かではなく、申立人が申立期間⑦において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 45 年 10 月 31 日まで

私は、申立期間についてA社に継続して勤務しており、給与の支給方法及び勤務形態等の労働条件はほかの同僚と同一であった。

A社の同僚には、同社における厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけが未加入とされていることに納得ができないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出された社員旅行の写真（昭和 43 年 3 月 19 日撮影）及び複数の同僚の陳述から判断すると、期間は不明であるものの申立人がA社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社の当時の事業主は、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、「パート勤務として扱っていたために社会保険には加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と陳述している。

また、A社の社員旅行（昭和 42 年 10 月及び 43 年 3 月）に社員として参加したことが同僚の陳述により確認できる 15 人のうち、社員旅行から一年以上経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 3 人みられるほか、同僚の一人は「私は、入社後一年ぐらいは社会保険に加入しておらず、その間は保険料も控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、申立人及び同僚二人がA社に同時期に勤務していたと記憶する同僚一人については、申立人と同様に同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

これらのことから、事業主は社員を雇用後、必ずしも直ちに厚生年金保険に加入させるのではなく、一定期間経過後に加入させたり、雇用形態等によっては厚生年金保険に加入させていなかったことが推察される。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで
私は、知人の紹介により、昭和 44 年 9 月にA社（又はB社）に入社したが、業績悪化に伴い、49 年 2 月ごろから給与が支払われなくなったので、同年 3 月末に同社を退職した。

在職中は健康保険被保険者証を使用しており、退職後は失業保険を受給していることから、当時、給与から保険料が控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間について、A社に在籍していたことが推定できる。

しかし、A社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、類似名称等で検索しても該当すると思われる事業所は見当たらなかった。

また、当時、A社で勤務していたと陳述する同僚は、「A社は事業所として社会保険に加入していなかったため、私は、同社に勤務していた期間については国民年金に加入していた。」と陳述しており、社会保険事務所（当時）の記録において、当該同僚は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が陳述するA社及びB社の所在地を管轄する法務局において、商業登記簿謄本を確認したが、両事業所の記録は見当たらず、当時の事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 11 日から 43 年 1 月 2 日まで

私は、昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 2 月 24 日まで A 社で勤務していたが、当該期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が、申立期間について空白となっている旨回答があった。申立期間についても同組合に継続して勤務していたので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚が申立人について記憶していることから、申立人は、申立期間において同事業所で勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社を承継した B 社は、「申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立てに係る届出、保険料の納付及び申立人の給与からの控除についてはいずれも不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における雇用形態及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況については確認することができない。

一方、申立人と同時期に A 社において勤務を始めた同僚の一人は、「申立人は、個人的な事情により一時期勤務形態が変わったことがあった。」と陳述している。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立てに係る被保険者資格の喪失については、健康保険被保険者証が昭和 42 年 8 月 15 日付けで返納されていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 36 年 5 月 26 日まで
厚生年金保険加入記録について社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。
A社は結婚のために辞めたが、退職するころには給料日になっても給料がもらえないことがしばしばあり、退職金ももらっていない。
脱退手当金については、A社から説明は無く、請求したことも受給したことも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険資格の喪失日から約2か月後の昭和36年8月3日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日が昭和36年7月4日付けで訂正されており、申立期間の脱退手当金の支給決定日(昭和36年8月3日)を踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に勤務し厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元上司の陳述から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 63 年 8 月 8 日から同年 10 月 31 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所では、「雇用保険は入社と同時に加入するが、厚生年金保険は、入社後 2 か月から 3 か月の試用期間を経てから加入しており、この期間は、保険料控除もしていない。」と陳述している。

また、申立人は、当該事業所における同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある者 11 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答があった 4 人からは、いずれも申立人が申立期間の始期から当該事業所に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

さらに、上述の 4 人のうちの 1 人で、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 63 年 6 月 1 日であることが確認できる元上司は、「申立人は私の部下であり、入社したのは私より後であった。」と陳述している。

加えて、上述の上司は、「A社では、3 か月の試用期間があった。」と陳述し

ているところ、当該上司が記憶している入社時期から3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 20 日から 41 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)C支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。当該事業所には、学校在学中の昭和 40 年 11 月 20 日から勤務しており、事業所発行の在籍証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書及び同僚の陳述により、申立人は、申立期間に臨時雇用員としてA社C支店に勤務していたことが認められる。

しかし、B社では、「申立人が学生であった期間については、厚生年金保険の加入は無かったはずであり、卒業後もしくは若しくは試用期間であった可能性が高い。また、臨時雇用員の場合、厚生年金保険の加入は事業所によって取扱いがまちまちであり、同一事業所内及び同じ年齢の者であっても、希望により厚生年金保険の加入の有無を決めていたようである。」と陳述している。

また、申立期間当時の人事記録を管理しているD社では、「資料が無いため、統一的な見解はできないが、臨時雇用員の試用期間は、2か月から2年程度あった者もいたようである。」と陳述している。

さらに、申立人が当該事業所に一緒に採用されたとする学校の同級生4人の厚生年金保険の加入記録を見ると、3人は申立人と同一日の昭和41年6月1日に厚生年金保険に加入し、ほかの1人は、同年5月1日に加入しており、いずれも、卒業後すぐには厚生年金保険に加入していなかったことがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人と同一日に厚生年金保険の加入記録のある前述の3人のうち、

申立人と同じ配属先であったとする1人は、「申立期間当時、健康保険には、日雇特例被保険者として加入していた。」と陳述しており、日雇特例被保険者は、厚生年金保険の適用除外であることから、申立人についても、申立期間当時は厚生年金保険の適用を受けていなかったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 54 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社（現在は、B社）には、昭和 51 年 6 月に入社し、申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社に申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除について照会を行ったが、回答を得ることができなかつたため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚 6 人は、いずれも申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの 1 人は、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しており、当該同僚は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことがオンライン記録により確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 4 月 1 日と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 16 人に対し、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、7 人から回答が得られたが、

このうち、元従業員で、現在、当該事業所の関連会社の事業主は、「申立期間当時は、国民年金に加入しており、会社が国民年金保険料の一部を負担していた。」と陳述しているところ、同人は申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる(ほかの6人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からないと陳述している。)

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から 37 年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には知人の紹介で入社し、B業務従事者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、平成 5 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、同年 10 月 * 日に破産宣告され、申立期間当時の役員の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時に当該事業所においてC業務従事者であったとして名前を挙げた同僚二人は、所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる 85 人のうち、所在が判明した 25 人に対し、申立期間における厚生年金保険の適用について照会したところ、回答があった 10 人のうち 3 人は「A社では 3 か月から 6 か月程度の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述していることから、申立期間において、同社は入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 32 年 9 月まで
② 昭和 48 年 9 月から 53 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、A社で勤務し、申立期間②は、B社でC業務従事者として勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所を管轄する法務局に商業登記簿も見当たらない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、B社が保管するD部門所属正社員名簿から判断すると、申立人が申立期間の一部を含む、昭和 49 年 9 月 21 日から平成元年 5 月 31 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の現在の事業主は、「当社は、申立期間当時、D部門所属の社員のみを厚生年金保険に加入させており、申立人もD部門所属であったが、全員を入社と同時に加入させておらず、総合的に評価した上で、加入時期

を決めていたようである。申立人については、厚生年金保険にしばらく加入させていなかったと聞いている。」と陳述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 7 日から 40 年 10 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。
私は、A社B支店に採用され、D工場及びE工場で、C業務を担当していたので、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていたことを記憶している。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社B支店に採用され、同支店D工場及びE工場でC業務担当事務員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B支店において申立期間にF業務担当であった者は、「申立人は、A社B支店に現地採用された者で、現地採用の事務員は、健康保険と雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と陳述している。

また、申立人の紹介で申立期間にA社B支店に採用され、ほかの工場で勤務していたとする申立人の親類の者は、同社B支店において厚生年金保険の被保険者記録が無いことがオンライン記録により確認できることから、同社B支店では、申立期間当時、必ずしも現地採用者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

加えて、昭和 38 年ごろに A 社 B 支店の D 工場と一緒に勤務していたとする申立人の夫は、「妻は、A 社 B 支店 D 工場で C 業務担当をしており厚生年金保険の担当をしていた。」と陳述しているところ、申立人は、「私は、申立期間、C 業務担当をしており、厚生年金保険の担当をしていた。」と陳述していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険の加入状況を、知り得る立場及び状態であったものと考えられる。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

大阪厚生年金 事案 6481

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和27年10月から勤務したのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C労働局が保管する「失業保険法改正に伴う届出に関する通知書」に記載されている申立人の雇用保険記録及び同僚の陳述から判断して、申立人は昭和27年11月26日から32年8月1日までA社B支社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所では「申立期間当時の資料は廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の有無については不明である。」と陳述していることから、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間における同僚を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が判明した15人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答のあった10人中6人は「入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、2か月から1年程度の試用期間があった。」と陳述しているところ、この6人中3人は、自身の記憶している入社時期より4か月から1年後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は「入社時に試用期間があったかもしれない。」と陳述しているところ、前述の10人のうち、申立期間当時に当該事業所において総務担当であったとする者は「中途採用者は3か月程度の試用期間後に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 28 年 7 月 26 日から同年 8 月 8 日まで

私は、昭和 23 年 4 月 1 日から 28 年 8 月 8 日まで A 国進駐軍で、B 業務の仕事を経て C 職として勤務してきたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 国進駐軍で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないと申し立てている。

しかし、制度上、申立人のような進駐軍労務者に厚生年金保険法が適用されるようになったのは、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号) に基づき、昭和 24 年 4 月 1 日以降であり、申立期間①は同法の適用から除外されていた期間に当たることから、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

申立期間②について、申立人は、同僚等の名前を一切記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立人は、昭和 27 年 7 月 1 日から 28 年 7 月 26 日までの期間は C 涉外労務管理事務所で被保険者資格を取得しているところ、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ 27 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の資格を取得している同僚等を調査したところ、いずれも所在不明であることから、保険料控除等について確認することはできなかった。

さらに、日本人従業員の方務管理を行っていた D 涉外労務管理事務所は、昭

和 34 年 4 月 19 日、C 渉外労務管理事務所は、30 年 7 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 11 日から 36 年 1 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)の資格取得日が昭和36年1月1日であり申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に係る雇用保険(特例)受給資格者証を保存しており、その資格取得日は35年7月11日となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の資格取得日が昭和35年7月11日であることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が確認できる同僚15人に照会し、10人から回答を得たところ、3人が「中途採用者については試用期間があった。」と回答し、そのうちの1人は「私は、昭和35年10月に中途採用で入社した。私が正社員になったのは、36年4月からであり、その時に正社員になる説明を受けて厚生年金保険に加入した。それ以前の期間についての保険料控除はないと思う。」と陳述している。

また、回答のあった10人のうち5人が記憶する自身の入社日から厚生年金保険の資格取得日までに4か月から10か月の未加入期間が有ることが認められる。

さらに、このうち3人が記憶する自身の入社日は、雇用保険の資格取得日と

符合しているところ、当該雇用保険の資格取得日から厚生年金保険の資格取得日までに4か月、7か月及び9か月の未加入期間が確認できる。

これらのことから、申立期間当時のA社では、中途採用者については雇用保険には入社時から加入させたものの、厚生年金保険には一定期間加入させていないことが認められる。

加えて、B国民健康保険組合は、申立人の加入年月日を昭和36年1月1日と回答しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

また、B社は、「申立期間の保険料控除、届出について当時の記録は保存されておらず不明である。申立期間当時の事情について分かる者もない。」と回答している。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年5月から同年6月21日まで
② 昭和21年2月1日から23年5月6日まで

F社発行のE職資格手帳にはB社に昭和18年5月就職と記載されているが、社会保険事務所(当時)の記録では厚生年金保険の資格取得日が同年6月21日となっている。また、21年2月1日にA社C支店(現在は、A社D支店)にH部門を立ち上げるために入社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格の取得は23年5月6日となっている。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、F社発行のE職資格手帳にB社に昭和18年5月に就職と記載されていることから、同年5月から勤務していたと申し立てている。

そこで、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録のある同僚8人を抽出し調査したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認できなかった。

また、B社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、A社は、「E職資格手帳の入退職日欄は、現在は原則として事業主からの証明書で確認して当社で記入している。」と回答している一方、当該手帳を所持している同僚は、「事業主の証明書を提出できない場合には、本人の申告に基づき、当社の社員が申告どおりに記入している。」旨陳述していることなどから、当該手帳の入退職日欄は必ずしも厚生年金保険の資格の取得日及

び喪失日と一致している訳ではないことがわかる。

加えて、上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間②について、申立人はA社C支店に昭和21年2月1日から勤務していたと申し立てている。

しかし、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録のある同僚20人を抽出し調査したが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認することはできなかった。

また、A社D支店は、同社が保存している当時の社会保険管理台帳には、申立人が昭和23年5月6日に資格を取得したとの記録は確認できるものの、それ以外の記録は確認できないとしている上、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無いほか、申立人が申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学校卒業後すぐに同級生と一緒にA社に入社し、同社のD業務事業所で勤務していたと申し立てている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同年齢又は年齢の近い者を抽出し、連絡先が判明した13人に照会し9人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できなかった。

また、上記の回答を得られた同僚9人のうち5人は、申立人と同年齢又は1歳年下で、学校卒業後すぐにA社の事業所で勤務していたとし、これら5人全員が「A社では、当時見習い期間(試用期間)があった。」としているところ、これら5人の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日をみると、いずれも各人が記憶している入社日から1年から2年後となっていることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時の人事記録及び社会保険台帳を保管しておりC部門の正社員に係る記録は確認できるものの、事業所勤務の従業員に係る資料については欠落している場合もあるが、申立人に係る記録は確認できないとしている。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人が一緒に入社したとする学校の

同級生の被保険者記録は無いほか、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 17 日まで

私は、昭和 59 年 10 月 31 日に A 所内にある B 社を退職した後、健康保険被保険者証が必要だったことから、個人で健康保険と厚生年金保険に加入する手続きを C 組合で行い、同組合に年払い保険料を 2 回支払った。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社を退職した際、厚生年金保険を任意継続したと申し立てているところ、旧厚生年金保険法第 15 条第四種被保険者（任意継続被保険者）の規定では、「被保険者期間が 10 年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。」と定められている。

しかし、申立人は、B 社を退職したことにより C 組合の被保険者ではなくなった昭和 59 年 11 月 1 日時点において、厚生年金保険被保険者期間が 26 年（312 か月）あり、既に老齢年金に係る受給資格期間の 20 年（240 か月）に達していたことから、制度上、厚生年金保険第四種被保険者となることはできない。

また、申立人は、C 組合で厚生年金保険第四種被保険者の手続きを行い、同組合に第四種被保険者保険料を納付したと申し立てているが、厚生年金保険第四種被保険者に係る加入申請窓口及び保険料納付先は、いずれも住所地を管轄している社会保険事務所であり、同組合は、「当協同組合は、健康保険の任意継続については、健康保険組合に代わって申請書の受理及び保険料の受領を行うことはあるが、退職者の厚生年金保険の任意継続に関する手続は行っておらず、

厚生年金保険料を受領することもない。」としている。

さらに、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間に係る第四種被保険者保険料額と乖離^{かいり}しており、このほかに申立期間における第四種被保険者保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 40 年 5 月 1 日まで

私は、働きながら夜間に通学していた学校において、A社（現在は、B社）が従業員を募集していることを知り、昭和 36 年 10 月に同社に入社し、43 年 2 月 17 日まで勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚の陳述から、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推定できる。

しかしながら、A社は、昭和 40 年 5 月 1 日に適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様にA社が適用事業所となった昭和 40 年 5 月 1 日と同一日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚は、「A社での被保険者資格の取得日以前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、B社の事業主は、「申立期間当時の資料等は残存しないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明であるが、適用事業所となっていない期間に厚生年金保険料を控除することは考え難い。」旨陳述している上、A社の当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期

間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 31 年 8 月から同年 12 月 20 日まで
③ 昭和 32 年 2 月から 33 年 8 月まで
④ 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
⑤ 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 2 月まで
⑥ 昭和 41 年 2 月から 42 年 5 月 1 日まで
⑦ 昭和 50 年 9 月 28 日から 61 年 1 月まで
⑧ 平成 4 年 1 月から 9 年 1 月まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社に勤務した期間（申立期間①）、B 社に勤務した期間（申立期間②）、C 社に勤務した期間（申立期間③）、D 社（現在は、E 社）に勤務した期間（申立期間④）、F 社（現在は、G 社）に勤務した期間（申立期間⑤）、I 社に勤務した期間（申立期間⑥）、H 社に勤務した期間（申立期間⑦）及び J 社（現在は、L 社）に勤務した期間（申立期間⑧）が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、同社での申立人の在籍状況等を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚として名前を挙げた二人の名前は見当たらない上、申立人は、その他の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立人の同社における在

籍状況等を確認することができない。

さらに、A社は、昭和61年3月26日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、B社は、昭和32年2月1日に適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間②において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、B社の現在の代表取締役の妻は、「当社が保管する社会保険関係資料でも、当社が適用事業所となったのは昭和32年2月1日となっている上、申立人の名前は見当たらない。また、当社創業者である当時の会長は、申立人のことを記憶していない上、申立人が申立期間に当社に在籍していたとしても、当該期間は当社が社会保険に加入していない時期であるため、給与から厚生年金保険料を控除することはなかったはずである。」旨陳述している。

申立期間③について、C社は、昭和38年12月1日に適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、C社の当時の従業員は男性3人であった旨陳述しているが、当該同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立期間における申立人の同社での在籍状況等を確認することができない。

さらに、C社は、「申立人が当社に在籍していたかどうかは不明である。また、申立期間において、当社は厚生年金保険に加入していないので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答している上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

申立期間④について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚二人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、上記の同僚二人を含むD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚に照会したものの、同社での申立人の厚生年金保険料の控除の状況等を確認できなかった上、うち一人の同僚は、「私は、昭和38年ごろから3年間ほどD社に勤務したが、同社での厚生年金保険加入期間は、39年5月1日から40年11月1日までの期間しかない。私の兄も同社で勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録は全く無いと言っている。」旨陳述しており、申立期間当時の同社では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、D社は昭和51年9月30日に適用事業所ではなくなっており、E社に照会したものの、回答が得られなかった上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

申立期間⑤について、G社は、「F社に係る当時の資料は、台風による水害で失っており、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における同社在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間の同社在籍が確認できる同僚のうち、申立人と同一職種の乗務員であったとする同僚は、「F社では、入社から3か月間は試用期間のため、各種保険には加入させていなかった。試用期間経過後に本雇用となって各種保険に加入となった。」旨陳述している上、事務職として勤務していたとする同僚も、「F社では、M職の入退社がかなり激しかったので、3か月の試用期間が設けられており、当該試用期間経過後に採否が決められていた。」旨陳述している。

申立期間⑥について、申立人の義姉は、「私の夫は、昭和43年ごろから47年ごろまでI社に勤務しており、申立人も夫の紹介で同社に勤務していた。申立人の在籍期間に関する明確な記憶は無いが、N県での催物開催当時であったと思う。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時ではなく昭和45年ごろに同社に在職していたことが推認できる。

しかし、I社は、平成2年3月1日に適用事業所となっていることがオンライン記録から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人の義姉は、「私は、夫がI社に勤務していた期間のうち一年半程度同社に勤務していたが、同社が厚生年金保険に加入していなかった時期だったので、私も夫も同社での厚生年金保険の加入記録は無い。」旨陳述している。

さらに、I社は、「申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明。」としている上、同社の当時の事業主は所在不明のため、同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

申立期間⑦について、申立人は、H社の社員として勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主は、「申立人とは契約を締結していたため、当社と申立人との間に雇用関係は無かった。」旨陳述している。

また、H社は、平成3年4月1日に適用事業所となっていることが、オンライン記録から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 55 年 6 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、オンライン記録によると、申立人の申立期間⑦のうち、50 年 9 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料が納付済みであること、及び 59 年 4 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

申立期間⑧について、申立人は、J 社の社員として勤務していたと申し立てているところ、L 社総務部の担当者は、「申立人は、K 業務従事者として勤務していた。契約は、請負契約となっており、当社と申立人との間に雇用関係は無い。」旨陳述している。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間⑧のうち、平成 4 年 1 月から 5 年 9 月までの国民年金保険料が納付済みであること、及び 6 年 4 月から 8 年 3 月までの国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月から37年4月2日まで

私は、昭和36年1月からA社B支店にC業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が37年4月2日となっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、A社の昭和36年1月分に係る給与から既に厚生年金保険料が控除されていた記憶があるため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社した時点において、同社にC業務従事者の労働組合は無かったが、その後、組合が結成されたことを記憶している。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「昭和36年ごろにC業務従事者の労働組合が結成された。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立期間における申立人の同社在籍が推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚二人は、「私は、申立人がA社での厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和37年4月2日以前から、D社からの出向社員としてA社に勤務し、C業務従事者の管理業務を担当していた。同年4月2日以前において、同社では、C業務従事者を厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している。

また、申立人が自身と同一職種のC業務従事者の先輩として名前を挙げた同僚のA社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同一日の昭和37年4月2日となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿から確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日の昭和37年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会したところ、申立人と同一職種のC業務従事者であったとする同僚13人のうち7人は、「昭和37年4月2日以前から、A社に勤務していた。」旨陳述している。

加えて、上記の同僚2人を含むD社からの出向社員としてA社におけるC業務従事者の管理業務を担当していたとする同僚3人は、「A社各支店では、D社からの出向社員がC業務従事者の給与計算を行っていた。厚生年金保険に加入させていなかった期間のC業務従事者の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
② 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 5 月 27 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 35 年 8 月 8 日付けで脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「35. 8. 8 回答済」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の同年 11 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、B社を退職後、昭和 43 年 11 月 7 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月18日から30年10月20日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B支店に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」と記されているほか、支給額及び資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和30年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことから、A社B支店を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6492

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 32 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 32 年 1 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社は、昭和 31 年 4 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明した3人に照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務実態を確認できなかった。

さらに、申立人と同期入社であったとする同僚の一人は、「A社に一年半から2年ほど勤務した後、事務担当者から会社の経営状況が悪いので早く辞めた方が良いと言われて退職した。」と陳述しているが、当該同僚の資格喪失日も、申立人と同一日の昭和30年11月1日であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、A社の元事業主は所在不明であり、同人から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年ごろから20年3月ごろまで
② 昭和31年8月21日から32年8月まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和19年ごろから20年3月ごろまではA社に、31年8月21日から32年8月まではF社にそれぞれ勤務したのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B市C区に所在するA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立期間当時、B市C区に近い同市D区において、申立てに係る事業所と名称が類似するE社が厚生年金保険の適用事業所であったことがオンライン記録により確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、同社及び申立期間に当該事業所において被保険者記録が有る複数の元従業員に照会しても、申立人の勤務実態を確認できなかった。

申立期間②については、申立人記載の日記帳及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にF社と名称が類似するG社で勤務したことが推認できる。

しかし、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立期間前の昭和30年3月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、当該同僚は、「G社は、社名をH社に変更している。」と陳述しているものの、オンライン記録によれば、H社は、申立期間後の昭和38年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、当該同僚は、G社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和30年3月27日に同社において資格を喪失し、同年に2か月間、同社とは別の事業所において被保険者となった後、H社が適用事業所となった38年7月1日に同社で資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、申立期間における当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、G社の事業を承継したとされるH社は、平成15年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主等は、所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月から同年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 31 年 2 月から同年 4 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B支店の事業を継承するC社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

また、申立人は、A社B支店では、D所で勤務したと陳述しているところ、複数の元従業員が「D所は、E部門が管轄していたF所であった。」と陳述していることから、申立人が勤務したとするD所は、A社B支店E部門管轄のF所と考えられるが、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、同社B支店E部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した16人に照会しても、申立人を記憶する者はおらず、同僚等からも申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険記号番号は、申立期間後の昭和 31 年 7 月 10 日を資格取得日(事業所は、A社B支店E部門)として払い出されていることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。